



令和7年分 年末調整 変更点早わかりガイド

令和7年（2025年）から適用される年末調整には、私たちの手取り額に直接影響する重要な変更が予定されています。昨年からの変更点をまとめました。

1. 2年間限定で段階的控除！基礎控除の見直し

給与収入(合計所得金額)	【改正前】基礎控除額	【改正後】基礎控除額
～2,003,999 円(～132 万円)	480,000 円	950,000 円
～4,751,999 円(～336 万円)		880,000 円(※)
～6,655,556 円(～489 万円)		680,000 円(※)
～8,500,000 円(～655 万円)		630,000 円(※)
～25,450,000 円(～2,350 万円)		580,000 円

(※) 改正後の基礎控除額 58 万円に令和7年、8年の**2年間限定で控除額が30万円、10万円、5万円が加算**されています。令和9年からは基礎控除額 580,000 円となります。

2. 55 万円から 65 万円に！給与所得控除の最低保証額の見直し

給与収入	【改正前】給与所得控除額	【改正後】給与所得控除額
～1,625,000 円	550,000 円	650,000 円
～1,800,000 円	給与収入×40%－100,000 円	
～1,900,000 円	給与収入×30%＋80,000 円	

給与所得控除は給与所得者にとっての「必要経費」のようなもので、最低保証額が 55 万円から 65 万円に 10 万円引き上げられます。

3. 年収の壁が 123 万円に！扶養に入れる年収の上限が引き上げ

【改正前】扶養に入れる給与収入上限(合計所得金額)	【改正後】扶養に入れる給与収入上限(合計所得金額)
103 万円 (48 万円)	123 万円 (58 万円)

上記 1、2 の改正に伴って、親族等が扶養控除等の対象となる年収の上限も 103 万円から 123 万円へ、20 万円引き上げられました。

4. 年収の壁をちょっと超えてもセーフ？特定親族特別控除が新設

特定親族の給与収入（合計所得金額）	特定親族特別控除額
123 万円超 150 万円以下（58 万円超 85 万円以下）	630,000 円
150 万円超 155 万円以下（85 万円超 90 万円以下）	610,000 円
155 万円超 188 万円以下（90 万円超 123 万円以下）	510,000～30,000 円（収入金額が増えるごとに逡減）

特定親族とは、**年齢 19 歳以上 23 歳未満**で合計所得金額 123 万円（給与収入 188 万円）以下である同一生計親族をいいます。今年以降は、大学生の子が年 123 万円を超えてバイトで稼いでも、年 150 万円までなら親は 63 万円を所得額から差し引けます。また、子が年 150 万円を超えて稼いでも、控除額がすぐに 0 円になるわけではなく、段階的に控除額が減っていくしくみとなっています。

年末調整の際には「給与所得者の特定親族特別控除申告書（※）」を会社に提出する必要があります。
※給与所得者の基礎控除申告書、配偶者控除等申告書、所得金額調整控除申告書との兼用様式となります。

ミツヒロニュースの発送等に関するお問い合わせは、総合企画部 下田・和田まで

<http://www.office-m.co.jp/> Tel 082-294-5000 Fax 082-294-5007 mail to : info@office-m.co.jp

参考文献： ■TAX NEWS

【発行】株式会社オフィスミツヒロ 代表取締役 光廣 昌史

税理士法人光パートナーズ 社員税理士 光廣昌史 / 社員税理士 中山昌実

〒730-0801 広島市中区寺町 5 番 20 号 Tel 082-294-5000

Fax 082-294-5007 URL <https://www.office-m.co.jp/>

